

市第 126 号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
舞岡公園（自然 体験施設に限る 。）	戸塚区南舞岡四 丁目 6 番19号	特定非営利活動法人舞岡・や とひと未来 理事長 小 林 哲 子	平成24年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月31日 まで

提 案 理 由

舞岡公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の
2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）